

案件概要書

2012 年 3 月 27 日

東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課

1. 案件名（国名・サブスキーム）

国名：キルギス共和国

案件名：イシククリ乾燥地域緑化推進計画（The Project for Promotion of Greenery in Issyk-kul Arid Area of the Kyrgyz Republic）

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における森林セクターの開発実績（現状）と課題

キルギス共和国（以下「キ」国）は降水量が少なく、旧ソ連時代は山脈の雪解け水を水源とする灌漑施設を整備して、アンズなどの果樹栽培が広く行われていたが、旧ソ連崩壊後、灌漑システムが機能しなくなり、果樹等の森林資源の減少・劣化により、土壌侵食が進行しており、地域資源が有効利用されておらず、ひいては地方経済の低迷につながっている。

(2) 当該国における森林セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

2004 年に制定された国家森林基本方針、国家森林計画、ならびに 2006 年に制定された国家森林行動計画において、森林政策の基本計画が定められており、その中では住民参加による森林経営の仕組みである「共同森林管理（以下、JFM）」の展開が基本方針の一つとされ、それを各地域に普及していくための計画が盛り込まれている。本案件は上記課題に対応したプロジェクトとして位置付けられる。

「キ」国における植林による森林資源の回復のためには、乾燥地においても栽培が可能で、植林する地元住民に現金収入が見込まれるアンズの植林が有効である。本案件により整備される灌漑施設を利用して、地域住民らがアンズ等の果樹の植林を行う手法が JFM のモデルとして確立されることは、「キ」国における JFM の枠組みの普及・展開のために重要である。

(3) 森林セクターに対する我が国の援助方針と実績

「キ」国における JICA の森林再生・保全にかかる支援は、コミュニティによる森林資源の持続的利用を支援することとしており、農村開発プログラムに位置づけられる。現在「キ」国において、JICA は「共同森林管理実施能力向上プロジェクト（以下、JFM プロジェクト）」を実施しており、JFM の枠組みによって地域住民による林業経営が自立的に展開されるための体制の強化に取り組んでいる。

(4) 他の援助機関の対応

スイス連邦が支援する林業分野技術協力プログラム KIRFOR（Kyrgyz Swiss Forestry Support Program）が 1995 年から 2010 年まで実施された。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本案件は、イシククリ州西部を中心とする乾燥地域において、2 箇所程度の流域に緑化事業用の小規模な灌漑施設を整備することにより、住民による植林を通じて緑化を促進するとともに、果樹栽培による住民の生計向上に寄与する。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名：イシククリ州、チュイ州

(3) 事業概要

- 1) 土木工事（灌漑水路建設）
- 2) 機器調達
- 3) コンサルティング・サービス（基本設計、詳細設計、入札補助、施工監理）
- (4) 事業実施体制
事業実施機関：環境保全森林庁
- (5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発
 - ① カテゴリ分類：B
 - ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。
- (6) 他スキーム、ドナー等との連携・役割分担
本無償案件については、植林事業地における灌漑施設の整備が直接の支援内容である。このほか、①同施設を活用して行われる植林活動・果樹栽培等にかかる技術指導については、JICAが実施中の「JFM プロジェクト」、②果樹を利用した加工品の生産・販売活動については、別途 JICA が実施中の「一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」と連携して支援することを想定している。
- (7) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

無償資金協力「ミャンマー中央乾燥地植林計画（1/5期）」では、保護林、薪炭林、共有林について、合計1,500ヘクタールの植林を行った際に、ソフトコンポーネントにより住民の植林に対する意識を啓発し、住民が共有林の運営管理に参加することにより持続性を確保できるように、林業省に対してアクションプラン（運営管理計画）の作成を行った。この結果、アクションプランに基づき住民のワークショップが開催され、植林地の維持管理に対する住民意識が向上した。また、林業省は住民参加型の運営管理計画に対する支援方法を後続の無償資金協力案件に適用するなど相手国政府による自立発展性が確保された。

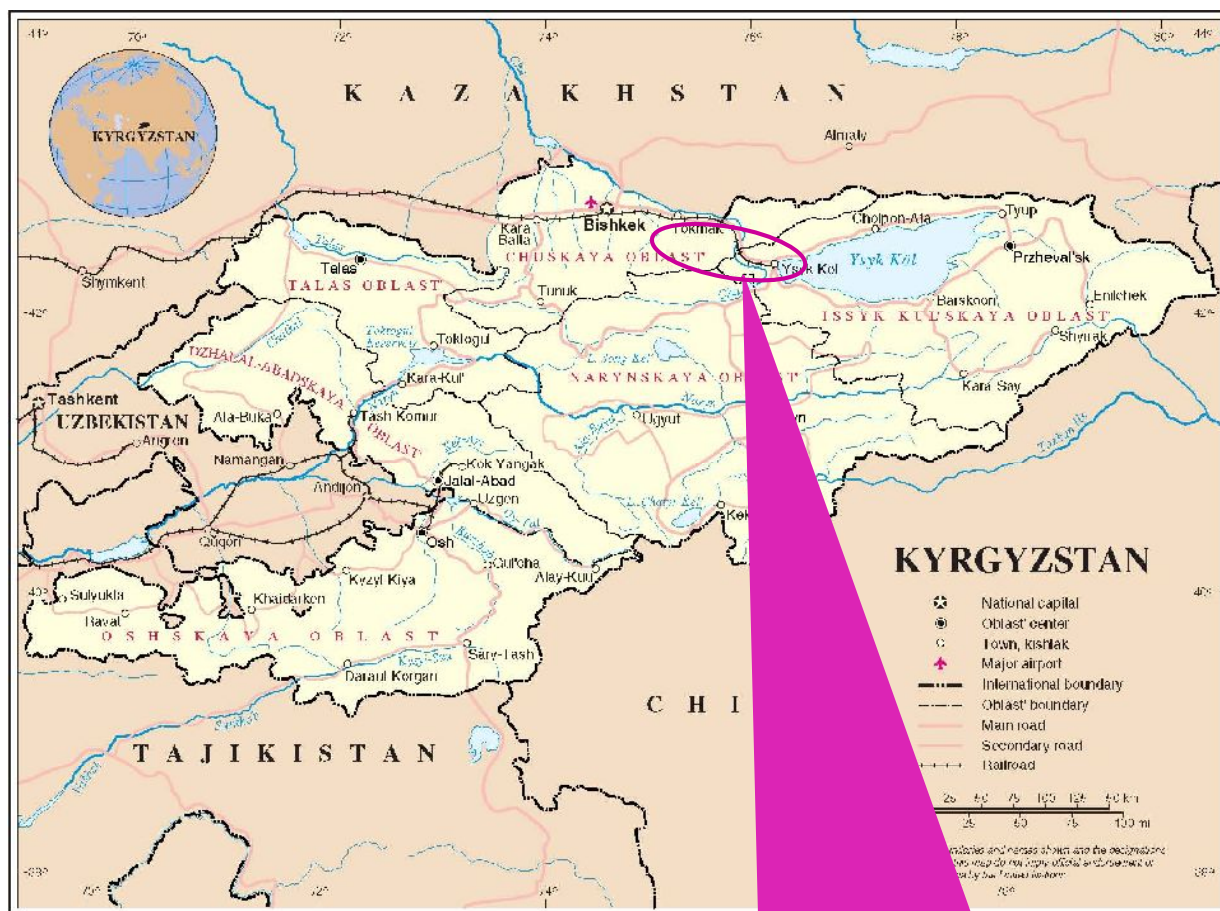
(2) 本事業への教訓

本案件についても、技術協力もしくはソフトコンポーネントにより、水利組合の組織化と能力強化とともに、植林に対する住民の意識啓発活動や植栽した果樹林の運営管理のためのアクションプランの作成を支援することとする。

以 上

〔別添資料〕地図

地図



プロジェクトサイト

